

事業概略書

事業名	障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業
事業目的	<p>障害者自立支援法による相談支援事業所は、地域における障害者の自立生活を支える重要な拠点となっている。そこでは多様な相談が寄せられており、とりわけ、権利擁護及び虐待防止(被虐待者の保護、虐待者への対応等も含む)は、高齢者及び児童分野と同様に、今後の相談支援の中核の一つとして位置付けられる必要がある。本事業では、障害者の地域における自立生活の進展と、今後の障害者相談支援事業における権利擁護(虐待防止)機能の充実を目的とした調査研究を実施した。</p>
事業概要	<p>本事業では、以下の3つの取り組みを行った。</p> <p>1 障害者の相談支援等において捕捉された権利侵害(虐待)事例に関する調査</p> <p>(1) ヒアリング調査(個別事例調査) 調査対象 全国5都道府県の相談支援事業所等</p> <p>(2) アンケート調査(大規模調査) 調査対象 直営・委託相談支援事業所(2, 341箇所) 障害者就業・生活支援センター(246箇所)</p> <p>2 障害者の相談支援等における権利擁護(虐待防止)機能の拡充に向けた支援モデルの構築</p> <p>上記の二つの調査結果をもとに、障害者の相談支援等における権利擁護(虐待防止)機能の拡充を図るための支援モデルの構築を試みた。</p> <p>3 権利擁護・虐待対応を担う中核機関の役割の明確化、研修プログラム案の提案</p> <p>権利擁護・虐待対応を担う中核機関の役割の明確化を行い、障害者の虐待対応支援に従事する職員に必要な知識、技術等をふまえた研修プログラム案を提案した。</p>
事業実施結果及び効果	<p>上記調査の結果、障害者虐待対応支援の現状において、「法制度が未整備のため、虐待の定義がなく、責任の所在が不明瞭である」「虐待を発見した際の通報先がない」「対応できる力量を持った専門職がない」等の課題が把握された。</p> <p>こうした課題をふまえ、本事業では「障害者虐待対応支援に関する法制度についての提言」「障害者虐待対応支援に関する専門性についての提言」として、障害者虐待防止法の必要性、障害者虐待対応ソーシャルワークモデル及び、虐待対応支援に従事する職員のための研修プログラム案に関する提言等を行った。</p> <p>以上の提言による法制度の整備、ソーシャルワークモデルの活用及び研修の実施は、障害者の虐待対応における相談支援機能の充実及び支援者の資質向上につながり、ひいては地域における障害者の自立生活の進展に寄与することが可能になると考えられる。</p>
事業主体	<p>〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F 社団法人 日本社会福祉士会 TEL: 03-3355-6541 E-MAIL: info@jacsw.or.jp</p>

- (注) 1. 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するので、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
2. 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途、実施した事業についての報告書冊子を必ず提出すること。